

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年8月3日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

東京支社長 蓼沼 慶正

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、東京圏における交通政策審議会答申第198号（以下「答申」という。）において示された路線のうちの1路線（以下「検討路線」という。）を対象として、答申で用いられた将来交通需要の推計手法による輸送需要の推計及びGISを活用した分析を行うことを目的とする。

本業務の実施にあたっては、鉄道の需要推計に関する高度なノウハウと技術力及び膨大な東京圏の基礎データの蓄積があり、当該手法等に精通しているとともに、当該手法による豊富な需要推計実績が必要であることから、これらの能力と実績を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 役務概要

- | | | |
|----------|-----------------------|----|
| (1) 役務件名 | 鉄道ネットワーク整備効果基礎調査 | |
| (2) 業務内容 | 輸送需要の推計 | 1式 |
| | 報告書作成 | 1式 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで | |

3 役務目的

本業務は、検討路線を対象として、答申で用いられた将来交通需要の推計手法による輸送需要の推計及びGISを活用した分析を行うことを目的とする。

4 応募要件

応募要件は以下に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木設計調査」に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 当該業種区分における令和 3 年度の当機構の作業成績が、平均で 60 点未満でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

平成 24 年度から参加意思確認書の提出期限までに完了し、引渡し済みの同種役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けてない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）の実績を有していること。

同種役務とは、以下の全ての業務をいう。なお、①、②は同一案件でなくてもよい。

- ① 東京圏を対象として四段階推定法・非集計行動モデルにより都市鉄道の需要推計を行う業務
- ② GIS を用いて需要推計結果等の分析を行う業務

(3) 次に掲げるア、イ及びウの基準を満たす主任技術者を配置できること。

ア 次のいずれかの資格を有する者

- ① 技術士（建設又は総合技術監理（建設））
- ② 鉄道設計技士（鉄道土木）若しくは RCCM（鉄道）又はこれらと同等の能力と経験

イ 平成 24 年度から参加意思確認書の提出期限までに完了し、引渡し済みの同種役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けてない役務においても要件を満たす場合には

役務経験とすることができる。)の経験を有すること。

同種役務とは、上記(2)に掲げる業務をいう。なお、①、②は同一案件でなくてもよい。

また、主任技術者1名で条件を満たさない場合は、複数名で対応することができる。

- ウ 令和4年8月3日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額の合計が2.5億円未満かつ件数が5件未満である者。

- (4) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園2丁目4番1号(芝パークビル5階)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732 FAX 03-5403-8770

電子メールアドレス keiyaku.tky@jrnt.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 令和4年8月3日(水)から令和4年9月6日(火)までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ)を除く毎日、10時から16時まで。

- イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年9月7日(水)16時

- イ 提出場所 (1)に同じ。

- ウ 提出方法 郵送、信書便(民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)、持参、電子メール又はFAX(郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。)により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
期限：令和4年10月27日（木）16時

- (4) 4(1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課において、随時受け付ける。

- (5) 詳細は説明書による。